

物品・役務等に係る入札参加資格審査の 申請方法の共通化について

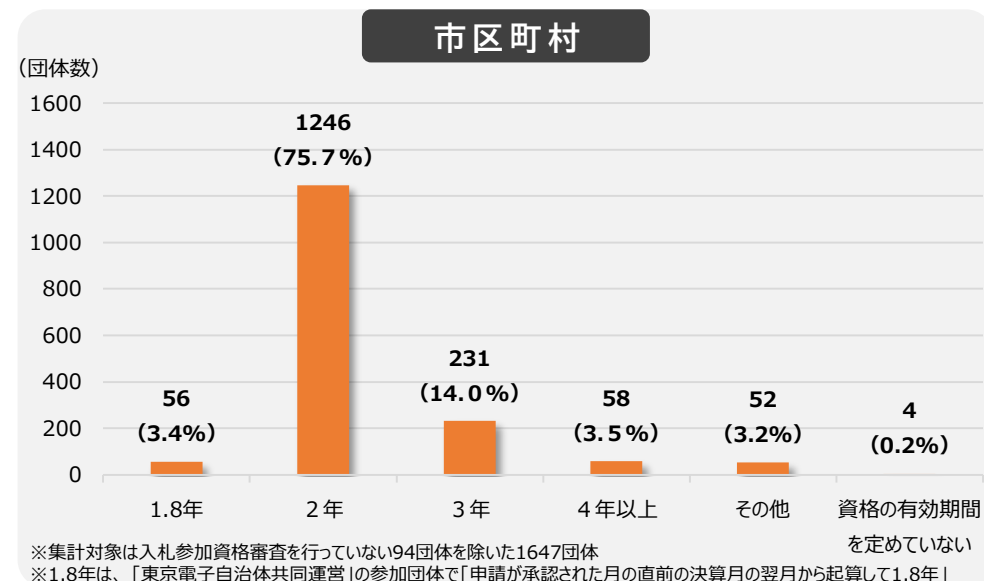
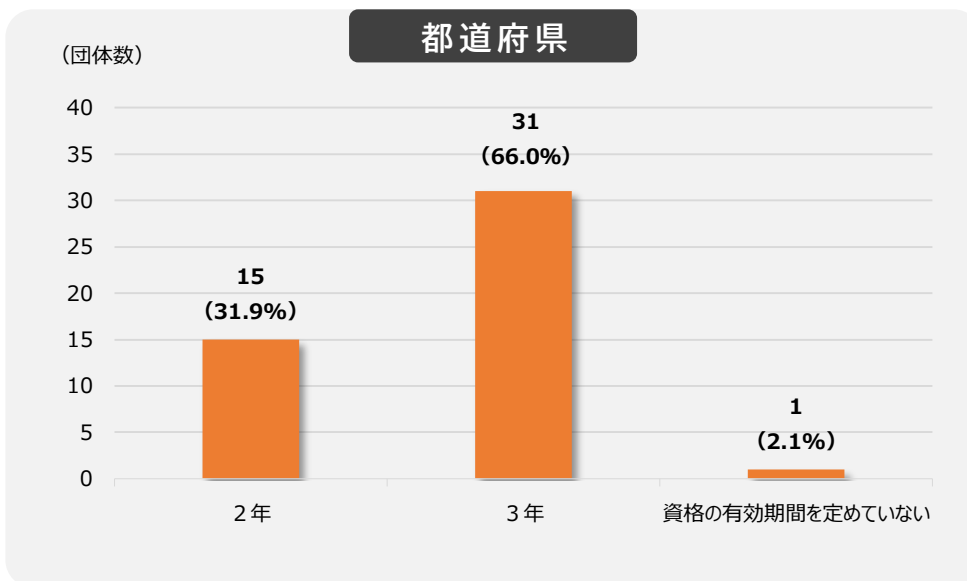
- 1 資格の有効期間
- 2 申請の受付時期・期間
- 3 審査結果の通知方法

1 資格の有効期間・開始時期①

(参考) 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会
項目・申請方法等検討部会(第3回)(令和6年7月5日)資料

- 「資格の有効期間」※について、都道府県においては、「3年」としている団体が最も多くなっており(31団体(66.0%))、市区町村においては、「2年」としている団体が最も多くなっている(1,246団体(75.7%))。

※ 最長の期間。一般に、定期申請後に随時申請(又は追加申請)をした場合、当該随時申請に基づき付与される資格の期間は、資格付与からあらかじめ定められた特定の期日までとされる。



※ 「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」(令和6年3月総務省調査・速報)

共通化の検討

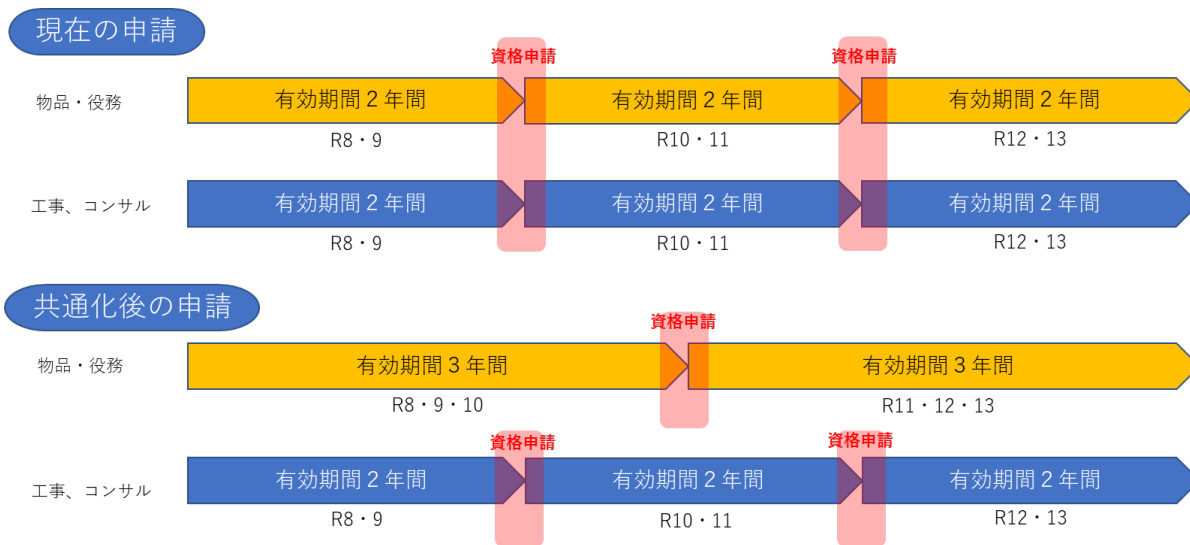
- 「資格の有効期間」について、**市区町村**については「**2年**」としている団体が最も多くなっている一方、**都道府県**については「**3年**」としている団体が最も多くなっている。都道府県においては、市区町村よりも申請事業者数が多いことから、審査に係る事務負担を考慮して有効期間を長く設定する傾向にあるものと考えられる。
- このような中、**有効期間を「2年」とすることは、当該期間を「3年」としている地方公共団体にとって**大きな事務負担の増となり、審査に係る**事務処理を困難なものとするおそれがあるか。**
- 他方、有効期間を「3年」として運用している地方公共団体が一定数あることを踏まえると、現在、当該期間を「2年」としている地方公共団体において、当該期間を「3年」とすることに大きな支障は生じないか。
- これを踏まえ、**共通の「資格の有効期間」については、「3年」とすることが考えられるか。**

資格の有効期間に関する構成員意見

項目・申請方法等検討部会(第3回)(令和6年7月5日) 構成員意見

- 「資格の有効期間」を「3年」とすることについて、次のような理由から「2年」とすべきとする意見があった。
 - 特に市町村においては、「建設工事」と「物品・役務等」の申請を同一の時期に受け付けており、かつ、資格の有効期間を2年としている団体が多いと考えられる。
 - こうした中、「物品・役務等」の資格の有効期間のみを3年とした場合、「建設工事」と「物品・役務等」の資格の有効期間が異なることとなり、結果として、資格審査に係る申請の時期も異なることとなる。
 - 「建設工事」と「物品・役務等」の資格について両方申請する事業者にとっては、それぞれの申請の時期に違いが生じることによって申請回数が増加し、事務負担が大きくなる。地方公共団体にとっても、審査を行う年度が増加し、事務負担が大きくなる。
 - このため、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する観点からは、「建設工事」と「物品・役務等」の申請時期は同一とすべきであり、この前提として、「建設工事」と「物品・役務等」の資格の有効期間についても同一とすべきである。
 - この点、「建設工事」の資格の有効期間を「物品・役務等」とともに2年から3年に変更することについては、**経営事項審査の有効期間が審査基準日から1年7か月後**とされていることを踏まえると、事業者の経営状態の把握の観点から適当でない。また、「物品・役務等」の資格の有効期間についても、同様の観点からは**短い方が望ましい**。
 - 以上により、「物品・役務等」の資格の有効期間については、「建設工事」の期間と合わせて2年とすることが適当でないか。

【参考】 項目・申請方法等検討部会(第3回)(令和6年7月5日) 構成員提出資料 (抜粋)



資格の有効期間を2年とすることについての意見照会の結果①

- 都道府県においては、資格の有効期間を「3年」としている団体が最も多くなっている(31団体(66.0%))。また、指定都市についても、資格の有効期間を「3年」以上としている団体の割合がその他市町村と比べて多くなっている(7団体(35.0%))。
- そこで、項目・申請方法等検討部会(第1回)における構成員の意見を踏まえ、都道府県及び指定都市に対して、「物品・役務等」の資格の有効期間を「2年」とすることについての対応可能性や対応に係る課題等を照会した。(照会期間:令和6年7月9日～7月16日)

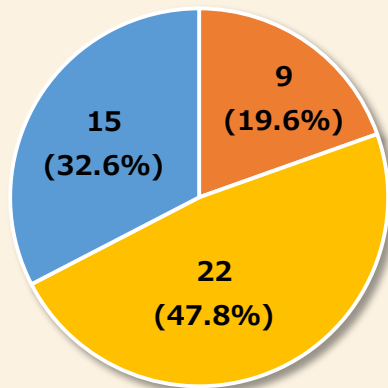
資格の有効期間を2年とすることについての課題の有無

- 意見照会の結果、「物品・役務等」の資格の有効期間を3年としている都道府県(31団体)のうち22団体、3年以上としている指定都市(7団体)のうち全団体が、当該有効期間を2年とすることについて「課題がある」とした。

※ 「物品・役務等」の資格の有効期間を3年としている都道府県(31団体)のうち9団体が、当該有効期間を2年とすることについて「事務処理の方法等を変更を要する可能性があるが、対応可能であると考える」とした。

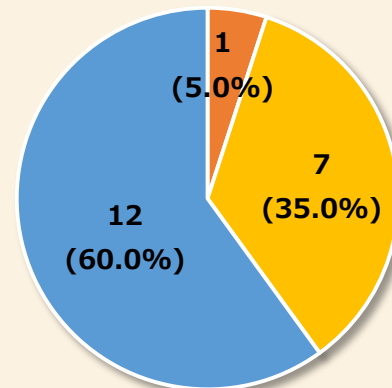
※ なお、「現に有効期間を2年としている」とした団体に対しては、課題の有無について照会していないが、一部の団体からは2年としていることに課題があることや3年への延長を検討している旨の意見があった。

都道府県



※ 資格の有効期間を定めていない1団体を除く。

指定都市



※ 「事務処理の方法等を変更を要する可能性があるが、対応可能であると考える」とした1団体は資格の有効期間を1年7か月としている団体。

■ 事務処理の方法等を変更を要する可能性があるが、対応可能であると考える ■ 課題がある ■ 現に有効期間を2年としている

資格の有効期間を2年とすることについての意見照会の結果②

資格の有効期間を2年とすることについての具体的な課題 ①

<事業者の事務負担について>

- 「建設工事」と「物品・役務等」の資格について**両方申請している事業者は、一定数存在するものの少数**である。
- 「物品・役務等」のみ申請している**多数の事業者にとっては、「建設工事」の資格の有効期間に関わらず、当該期間を長くする方が申請回数が少なくなり、申請に係る事務負担が軽減**される。特に、現状、当該期間を3年としている県においては、2年とすることによって事業者の申請回数が多くなり、申請に係る事務負担が大きくなることから、当該期間を2年とする案は受け入れられない。
- 「建設工事」と「物品・役務等」では、申請項目や必要書類が異なり、事業者はそれぞれ別途申請する必要があるため、**申請の時期が同一であっても、申請回数が少なくなるものではない**。このため、事業者の事務負担の軽減効果は小さい。

<地方公共団体の事務負担について>

- 「物品・役務等」の資格の有効期間を3年としている県においては、当該期間を2年とすることによって**審査回数が多くなり、審査に係る事務負担が大きくなる**※。また、職員の時間外勤務が増加することや会計年度職員の任用が必要となることから財政的な負担も大きくなる。
※ 資格更新に係る対象事業者へのお知らせ通知等を行っている場合には、このような資格更新ごとに処理する事務負担や経費負担が増加する。
- **申請件数が多いことから、「建設工事」と「物品・役務等」を同時期に審査することが困難**。また、同時期に審査する場合には、資格の更新年度と更新を行わない年度とで、審査に係る事務量の差が大きく、職員の確保及び配置に課題がある。このため、**「建設工事」と「物品・役務等」の申請の時期が重ならないように資格の有効期間を設定し、審査事務の平準化を図っている**ところである※。したがって、これらの資格の有効期間を2年に共通化し、申請時期を同じにすることは困難である。
※ 審査事務を平準化している県内市町村において対応できない可能性があることを懸念する意見もあった。

資格の有効期間を2年とすることについての意見照会の結果③

資格の有効期間を2年とすることについての具体的な課題 ②

<これまでの事務負担軽減に関する取組の経緯>

- 過去、資格の有効期間を2年とし、「建設工事」と「物品・役務等」の申請受付・審査を同時期に行っていたが、審査に係る事務負担が大きい※ことを踏まえた**審査事務の平準化や、事業者の申請に係る事務負担の軽減の観点から、「物品・役務等」の当該有効期間を3年に変更した経緯**がある。当該有効期間を2年に戻すことは、事業者の事務負担を大きくするし、事業者の反発も予想される。

※ 時間外勤務が多いことや、申請が集中することによる電話(担当係、ヘルプデスク)の混雑等の課題

<事業者の経営状態の把握・その他>

- 「建設工事」の資格の有効期間については3年としているが、個別の契約の際に、事業者に対して契約日が有効期間内となる経営事項審査結果通知書の提出を求めることによって、契約時の事業者の経営状態を把握することができる。
- 「物品・役務等」の資格の有効期間を3年としても、契約時の事業者の経営状態については、個別の入札時に直近の契約状況等を確認することによって把握することができる。
- 国の統一資格についても、資格の有効期間を3年としている。

資格の有効期間に関する意見照会の結果を踏まえた検討について①

(参考) 資格の有効期間に関する主な意見の比較

	2年とすべきとの意見	3年とすべきとの意見
事業者の 事務負担	● 「物品・役務等」の有効期間を3年とした場合、「建設工事」と「物品・役務等」について両方申請する事業者にとっては、それぞれの申請の時期に違いが生じることによって申請回数が増加し、事務負担が大きくなる。 ● 「建設工事」と「物品・役務等」の申請時期は同一とすべきであり、この前提として、これらの資格の有効期間についても同一とすべき。	● 「建設工事」と「物品・役務等」について両方申請している事業者は少数である。「物品・役務等」の有効期間を2年とした場合、多数の事業者にとっては、3年の場合と比べて申請回数が増加し、事務負担が大きくなる。 ● 「建設工事」と「物品・役務等」は、申請項目や必要書類が異なり、申請の時期が同一であっても、申請回数が少なくなる。 ● 事務負担軽減の観点から2年から3年に変更した経緯がある。
地方公共団体の 事務負担	● 「建設工事」と「物品・役務等」の申請の時期に違いが生じることで、審査を行う年度が増加し、事務負担が大きくなる。	● 「建設工事」と「物品・役務等」の申請の時期が重ならないように有効期間を設定し、事務を平準化している。 ● 「建設工事」と「物品・役務等」を同時期に審査することは、申請件数が多いことから困難。資格の更新年度と更新を行わない年度とで、事務量の差が大きく、職員配置に課題。 ● 「物品・役務等」の資格の有効期間を3年としている県においては、審査回数が増加し、事務負担が大きくなる。
経営状態の 把握	● 「建設工事」の有効期間は、経営事項審査の有効期間を踏まえ、経営状態を把握する観点から2年とすべき。 ● 「物品・役務等」の有効期間も短い方が望ましい。	● 「建設工事」の有効期間を3年としても、契約の際に、経営事項審査結果通知書の提出を求め、経営状態を把握できている。 ● 「物品・役務等」の有効期間を3年としても、個別の入札時に経営状態を把握できる。

資格の有効期間に関する意見照会の結果を踏まえた検討について②

論 点

- 「物品・役務等」の資格の有効期間を2年又は3年のいずれとするかについて、これまでの部会における検討や、都道府県及び指定都市に対する意見照会の結果を踏まえて、どのように考えるか。
- ・ 「建設工事」と「物品・役務等」の資格について両方申請している事業者が少数であり、多数の事業者にとっては、「建設工事」の資格の有効期間に関わらず、当該期間を長くする方が申請に係る事務負担が軽減されるとの意見についてどう考えるか。
「建設工事」と「物品・役務等」の両方に申請している事業者がどの程度存在するかを確認する必要があるか。確認できるか。
「物品・役務等」の資格の有効期間を3年とする方が、事業者のトータルコストを縮減することができると考えるべきか。
- ・ 国においては、「建設工事」の有効期間を2年、「物品・役務等」の有効期間を3年としている中で、「物品・役務等」の資格の有効期間を2年で共通化した場合、国と有効期間が異なることについてどう考えるか。
- ・ 「建設工事」と「物品・役務等」では、申請項目や必要書類が異なり、事業者はそれぞれ別途申請する必要があるため、申請の時期が同一であっても、申請回数が少なくなるものではないとの意見についてどう考えるか。
事業者の利便性を向上させる観点からは、「建設工事」と「物品・役務等」について同一のシステムで申請できるようにすることや、それぞれの申請内容を情報連携させること等を検討する必要があるか。
- ・ 都道府県や指定都市から、「建設工事」と「物品・役務等」の申請の時期が重ならないように有効期間を設定し、事務を平準化しており、「建設工事」と「物品・役務等」を同時期に審査することは、申請件数が多いことから困難等の意見があるが、審査事務の平準化の必要性についてどう考えるか。申請件数が多い都道府県や指定都市、審査事務を平準化している市町村においても対応できるように考慮する必要があるか。

- 1 資格の有効期間
- 2 申請の受付時期・期間**
- 3 審査結果の通知方法

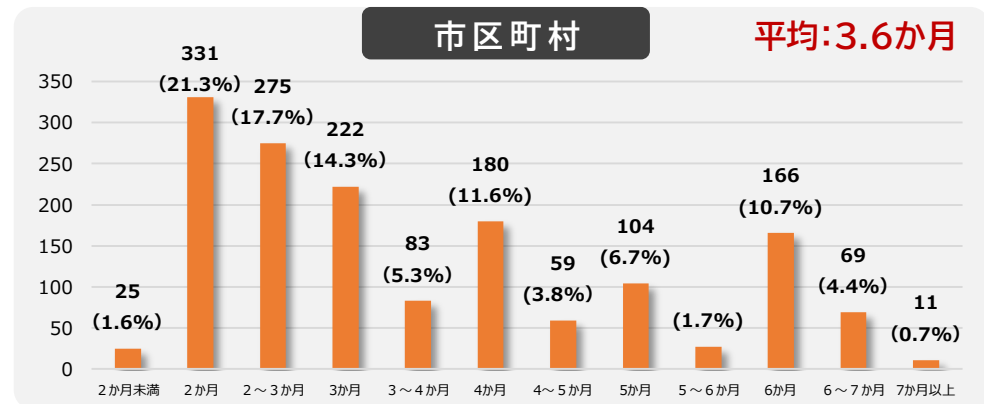
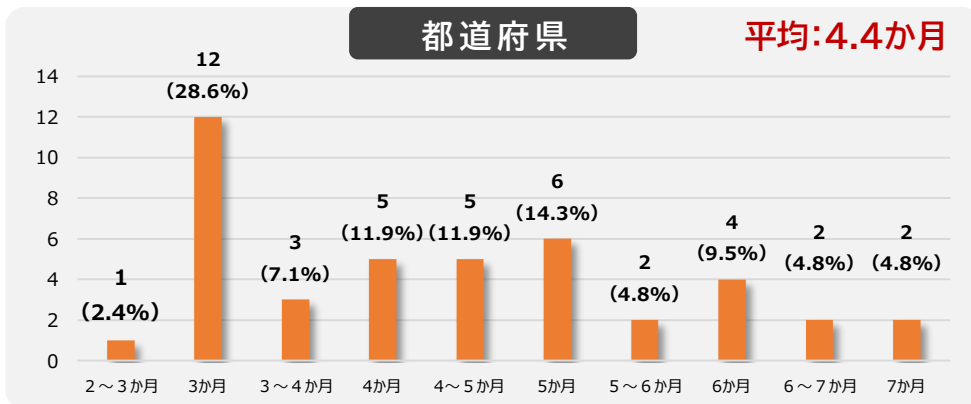
3 申請の受付時期・期間（定期申請②）

（参考）地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会
項目・申請方法等検討部会（第3回）（令和6年7月5日）資料

- また、「申請の受付の**開始**時期」から「資格の有効期間の開始時期」までの期間は、団体ごとに大きく異なっており、
 - ・ **都道府県**については、**平均4.4か月**、**最長**では「**7か月**」となっている。
 - ・ **市区町村**については、**平均3.6か月**、**最長**では「**7か月以上**」となっている。
- さらに、「申請の受付の**終了**時期」から「資格の有効期間の開始時期」までの期間についても、団体ごとに大きく異なっており、
 - ・ **都道府県**については、**平均2.8か月**、**最長**では「**5か月**」となっている。
 - ・ **市区町村**については、**平均2.3か月**、**最長**では「**6か月以上**」となっている。

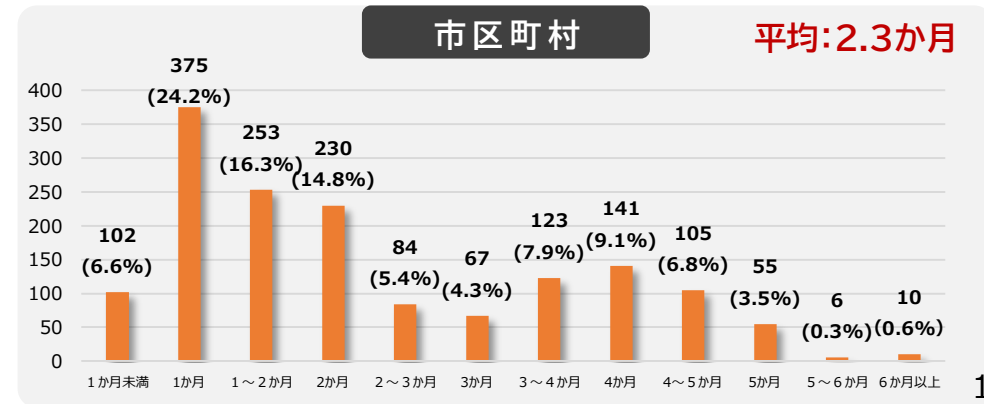
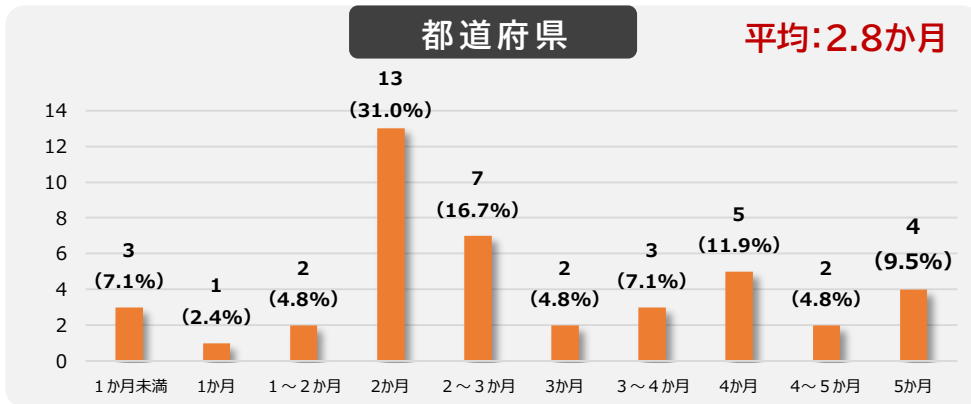
<申請の受付の**開始**時期から資格の有効期間の開始時期までの期間>

※ 集計対象は定期申請を採用している団体（都道府県42団体、市区町村1552団体）



<申請の受付の**終了**時期から資格の有効期間の開始時期までの期間>

※ 集計対象は定期申請を採用している団体（都道府県42団体、市区町村1552団体）

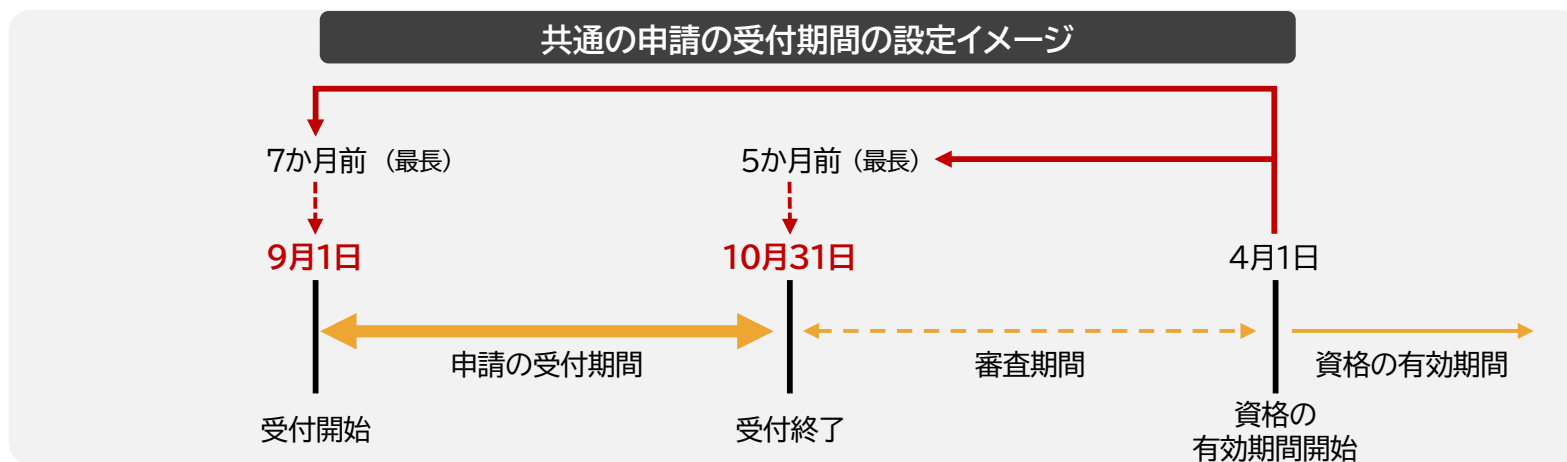


3 申請の受付時期・期間（定期申請③）

（参考）地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会
項目・申請方法等検討部会（第3回）（令和6年7月5日）資料

共通化の検討

- 「**資格の有効期間の開始時期**」と、「**申請の受付開始時期**」及び「**申請の受付の終了時期**」との期間については、市区町村と比べ、都道府県の方が長く設定する傾向にある。**都道府県においては**、市区町村よりも申請事業者数が多いことから、**申請の受付期間を長く設定**することによって、十分な審査期間を確保しようとしているものと考えられる。
- このような中、市区町村に合わせて当該期間を短くすることは、都道府県の期間内の審査完了を困難なものとするおそれがあるか。このため、**申請の受付期間については、都道府県に合わせて設定**することが考えられるか。
- 都道府県について、「申請の受付開始時期」から「資格の有効期間の開始時期」までの期間を「3か月」としている団体が最も多くなっているが、各団体は、審査体制等の事務の実情や申請事業者数等を基に申請の受付期間を定めているところであり、当該期間は最長「7か月」となっている。このような団体において、当該期間を大幅に短縮することは、上記同様、期間内の審査完了を困難なものとするおそれがあるか。（資格の有効期間の終了時期（最長「5か月」前）についても同様に考えられるか。）
- これを踏まえ、**共通の「申請の受付時期・期間」**については、資格の有効期間の開始時期と受付開始時期等との期間が最も長い都道府県に合わせることで、**「資格の有効期間の開始時期」の「7か月前」から「5か月前」まで**とすることが考えられるか。具体的には、共通の「資格の有効期間の開始時期」を4月1日とした場合、**「9月1日から10月31日まで」**とすることが考えられるか。
- なお、申請の受付期間を共通化した場合においても、地方公共団体が実際に審査を行い、資格を付与する期間（審査期間）については、各地方公共団体が、事務の実情を踏まえて任意に設定することができることとすることが適当か。

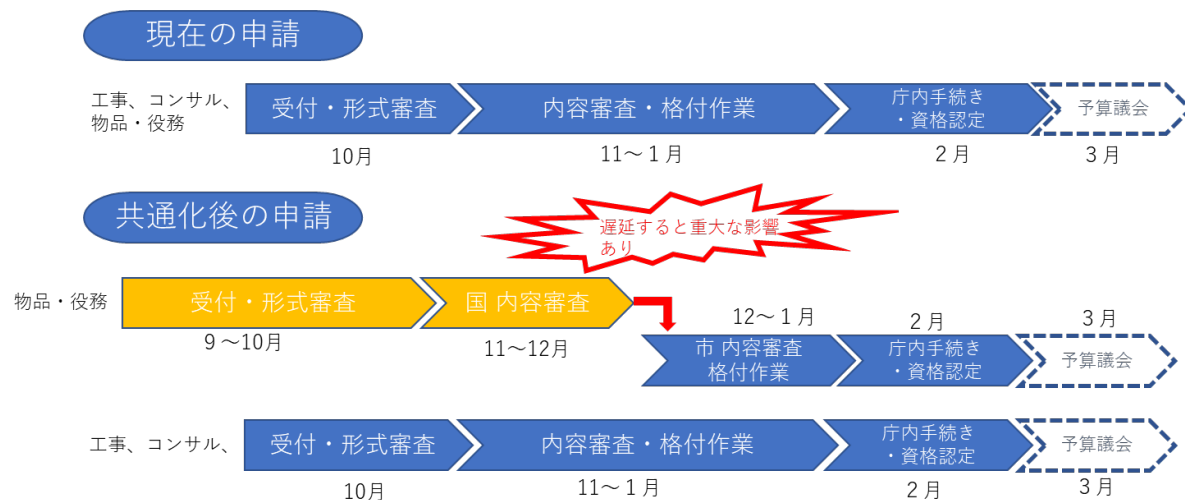


申請の受付時期・期間に関する構成員意見

項目・申請方法等検討部会(第3回)(令和6年7月5日) 構成員意見

- 前回部会において、共通の「申請の受付時期・期間」を「資格の有効期間の開始時期」の「7か月前」から「5か月前」までとし、具体的な期間について「9月1日から10月31日まで」とする案について、次のような理由から審査期間を十分に確保すべきとする意見があった。
 - 全国単位で共同の受付・審査体制を構築して共通審査を行う場合、事業者の申請に係る利便性が向上することに伴い、申請件数が増加することが見込まれ、審査についても相当の期間を要することが想定される。
 - また、現状、書類の不備等による審査の差戻しが全体の申請件数のうち3割程度存在し、この差戻し等の対応に相当の時間を要しているが、申請件数の増加により、更に差戻しの件数が増えることが想定される。
 - 特に市町村においては、「建設工事」及び「建設・測量コンサルタント」と「物品・役務等」の申請を同一時期に受け付けている団体が多く、並行して審査を進めていくため、時間的余裕がなく、資格認定が間に合わないおそれがある。

【参考】項目・申請方法等検討部会(第3回)(令和6年7月5日) 構成員提出資料 (抜粋)



申請の受付時期・期間に関する構成員意見を踏まえた共通化の検討

共通化の検討

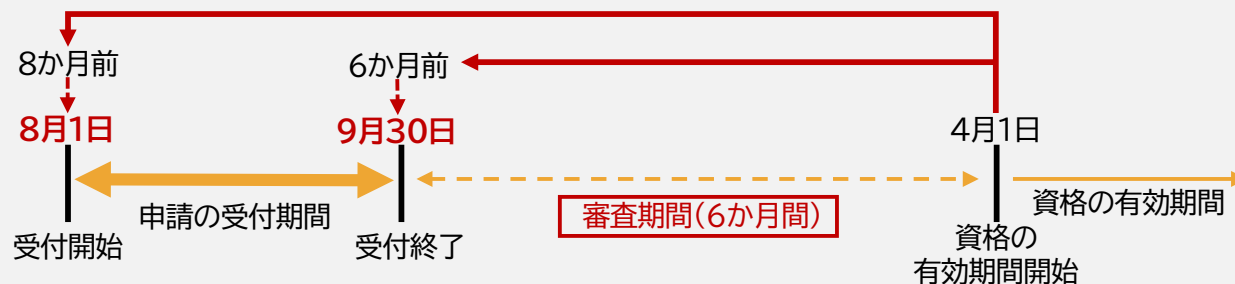
- 意見のように、全国単位で共同受付・審査の体制を構築し、共通審査を行う場合には、全国的な申請件数や審査体制を踏まえて、申請の受付時期・期間を設定する必要があるが、このような体制を構築するまでの間においても、事業者の利便性向上の観点から、当該受付時期・期間の共通化を図る必要がある。
- 当該受付時期・期間については、構成員意見の趣旨や地方公共団体における設定状況を踏まえ、「**資格の有効期間の開始時期**」と「**受付の開始時期**」との**期間が最も長い地方公共団体に合わせる**こととすることが考えられるか。
- 具体的には、最も長く設定している地方公共団体は、「**資格の有効期間の開始時期**」の「**8か月前**」としていることから、共通の「**資格の有効期間の開始時期**」を4月1日とした場合、共通の「**申請の受付時期・期間**」は、「**8月1日から9月30日まで**」とすることが考えられるか。
- 一方で、申請の受付開始時期を早めるほど、申請時の事業者の情報と資格の有効期間開始時の事業者の情報にかい離が生じ、**時宜にかなった事業者の経営状況の把握が難しくなるデメリット**があるか。

※ 共通の「**申請の受付時期・期間**」を「**8月1日から9月30日まで**」とする場合は、随時申請の終了時期及び追加申請の期間についても1か月前倒しすることとなる。

随時申請：4月1日から次回定期審査の直前の**1月31日まで**

追加申請：定期申請の1年後及び2年後の**8月1日から8月31日まで**

共通の申請の受付期間の設定イメージ



- 1 資格の有効期間
- 2 申請の受付時期・期間
- 3 審査結果の通知方法**

6 審査結果の通知方法 / 7 資格を有する者の名簿の公開（共通化の検討）

（参考）地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会
項目・申請方法等検討部会（第3回）（令和6年7月5日）資料

共通化の検討

- 事業者の利便性を向上させる観点からは、事業者が審査結果や資格者名簿をオンラインによる方法で確認できるようにすることが望ましい。
- この点、審査結果の通知方法については、入札参加資格審査申請システムを整備している団体においては、「申請者がシステム上で閲覧」する方法や「全ての申請者にメール」する方法が採用されている一方、当該システムを整備していない団体においては、書面を郵送する方法が主となっており、オンラインによる方法の導入が進んでいない。
- 当該システムを整備した場合に、審査結果をどのように通知すべきか（システムにどのような機能を設けるか）については、今後の広域又は全国的な共通システムの整備に係る検討に合わせて検討する必要があるが、当該共通システムが整備されるまでの間においても、システムを整備していない団体も含め、事業者が審査結果をオンラインによる方法で確認できるよう共通化すべきか。また、資格者名簿について、事業者がオンラインによる方法で確認できるよう共通化すべきか。
- 具体的には、審査結果（資格者名簿等）をホームページで公表することをもって審査結果の通知に代えている団体が一定数あることを踏まえ、審査結果をホームページ（又はシステム上）で公表する（資格者名簿を公表する）ことを共通化するか。
- また、必ずしも全ての地方公共団体が「全ての事業者に書面を郵送して通知」していない現状や、通知の発送に係る地方公共団体の事務負担を踏まえ、全ての事業者に書面を郵送して通知することは要しない（共通化しない）こととすることが考えられるか。
- ただし、審査の結果、資格を有しないこととされた者については、資格者名簿に登載されないことから、当該者にとっては、資格者名簿が公表されるのみでは、資格を有しないこととされたのかどうか必ずしも明らかでないこととなる。また、ホームページを閲覧することのできない小規模事業者においても審査結果を確認することが可能となるよう配慮が必要であるか。
- これを踏まえ、審査結果がシステム上で（資格を有しないこととされたことが明らかになる形で）閲覧でき、又は申請者にメールされる場合を除き、資格を有しないこととされた者には、「書面を郵送して通知」することが考えられるか。また、システム上で閲覧でき、又は申請者にメールされる場合であっても、希望者に対しては「書面を郵送して通知」することが考えられるか。

共通化

- 審査結果（資格者名簿）をホームページで公表（又はシステム上で閲覧可能とする）
- 資格を有しないこととされた者に対しては、書面を郵送して通知（システム上で閲覧でき又はメールされる場合を除く。）。その他希望する者に対しても書面を郵送して通知。

地方公共団体の判断により任意に実施

- 申請者に書面を窓口で交付して通知
- 全ての申請者に書面を郵送して通知
- メールで通知（システムからの自動送信等）等

審査結果の通知方法に関する構成員意見及び共通化の検討

項目・申請方法等検討部会(第3回)(令和6年7月5日) 構成員意見

- 前回部会において、審査結果の通知方法について、**審査結果をホームページ又はシステム上で**(資格を有しないこととされたことが明らかになる形で)**公表し、資格を有しないこととされた者やその他希望者に対しては、「書面を郵送して通知」とする案**について、次のような理由から**「書面を郵送して通知」することを共通化すべきではない**との意見があった。
 - 現状、全ての申請者に対して、メールやシステム上で通知しており、資格を有しないこととされた者や希望者に対して、書面を郵送して通知する方法は採っていない。希望者であっても、書面を郵送して通知することは、ペーパーレス化を進めている現在の流れに逆行する。
 - 希望者のみに書面の郵送をすることとすると、希望者が否かの確認や発送事務が新たに発生し、事務負担が大きい。

共通化の検討

- 意見を踏まえ、審査結果(資格者名簿)をホームページで公表する(又はシステム上で閲覧可能とする)ことを共通化しつつ、**資格を有しないこととされた者等に対する通知方法については、共通化せずに**地方公共団体の判断によることとするか。

共通化	地方公共団体の判断により任意に実施
● 審査結果(資格者名簿)をホームページで公表(又はシステム上で閲覧可能とする)	● 申請者に書面を窓口で交付して通知 ● 全ての申請者に書面を郵送して通知 ● メールで通知(システムからの自動送信等) ● 資格を有しないこととされた者やその他希望する者にのみ書面を郵送して通知 等

入札参加資格審査の共通の申請方法（たたき台） 一覧

		共通申請方法 （たたき台）		国（統一資格）	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	粕屋町	山梨市町村 総合事務組合
		新	旧								
1	資格の有効期間	2年/3年(P)	3年	3年	2年	2年	2年	2年	1年8か月	2年	2年
	資格の有効期間の 開始時期	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	10月1日	4月1日	4月1日	登録申請が承認された 月の直前の決算月の翌 月から起算して1年8か 月後の月の末日	4月1日	4月1日
2	申請の受付方式	定期申請 ※ 随時・追加申請の受付は 各団体の任意	定期申請 ※ 随時・追加申請の受付は 各団体の任意	定期申請 + 随時申請	定期申請 + 随時申請	定期申請 + 随時申請	定期申請 + 随時申請	定期申請 + 随時申請	随時申請	定期申請	定期申請
3	申請の受付時期・ 期間 （定期申請）	8月1日 ↓ 9月30日	9月1日 ↓ 10月31日	令和4年1月11日 ↓ 令和4年1月31日	令和6年1月4日 ↓ 令和6年2月15日	令和4年5月9日 ↓ 令和4年6月17日	令和5年9月15日 ↓ 令和5年11月15日	令和5年9月29日 ↓ 令和5年10月31日	—	令和5年12月1日 ↓ 令和5年12月28日	令和4年10月3日 ↓ 令和4年11月16日
	（随時申請）	4月1日 ↓ 次回定期申請直前の 1月31日 （※）	4月1日 ↓ 次回定期申請直前の 2月28日 （※）	令和4年2月1日 ↓ 令和7年3月7日	令和6年4月1日 ↓ 令和8年2月16日	新規申請について は、随時受付	令和4年4月18日 ↓ 令和5年11月15日	令和4年9月30日 ↓ 令和4年10月31日	—	—	—
	（追加申請）	8月1日 ↓ 8月31日 （※）	9月1日 ↓ 9月30日 （※）	—	—	—	—	—	—	—	—
4	審査の基準日	申請日	申請日	—	—	—	申請日	審査を行う年度の 9月30日	申請時直前の決算手 続きが終了している決 算日	—	—
5	申請に 使用する言語	申請書・財務諸表は日本語 その他の書類は日本語訳 を付記又は添付	申請書・財務諸表は日本語 その他の書類は日本語訳 を付記又は添付	申請書・財務諸表は日本語 その他の書類は日本語訳 を付記又は添付	—	—	申請書類のうち財務諸表は 日本語 その他の書類で外国語で記載 するものは、日本語の訳文 を付記、又は添付	—	—	—	—
	金額欄の記載方法	財務省告示の外国貨幣換 算率により換算	財務省告示の外国貨幣換 算率により換算	財務省告示の外国貨幣換 算率により換算	—	—	出納官吏事務規程(昭和22 年大蔵省令第95号)第16 条に規定する外国貨幣換 算率により日本国通貨に換算	—	審査基準日のレートで 円換算を行った金額 ※契約実績については 契約締結日	—	—
6	審査結果の 通知方法	・HP(又はシステム)で公表	・HP(又はシステム)で公表 ・資格を有しない者や希望 者には書面を郵送	全申請者に郵送	全申請者にメール 申請者がシステム上 で閲覧可能	システムによる申請者 にはメールで通知し、 書面による申請者には 書面を郵送して通知 申請者がシステム上で 閲覧可能	全申請者に郵送 申請者がシステム上で閲覧 可能	全申請者に郵送	全申請者にメール 申請者がシステム上で 閲覧可能	全申請者にメール 申請者がシステム上で 閲覧可能 HPで公表	申請者がシステム上で 閲覧可能
7	資格を有する者の 名簿の公開	HP(又はシステム)で公表	HP(又はシステム)で公表	システムで公表	共同受付システムの HPで公表	HPで公表	HPで公表 申請者がシステム上で閲覧 可能	窓口、掲示板、庁内の 端末等で閲覧可能 HPで公表	申請者がシステム上で 閲覧可能	窓口、掲示板、庁内の 端末等で閲覧可能 HPで公表	HPで公表

※地方公共団体が任意に実施する場合。地方公共団体は、当該期間を拡大することができる。